

Q

正社員として勤務していました。先日会社から突然、「○月×日をもって解雇する」と言われましたが、納得できません。

また、「うちの会社では残業代は出ない」と言われて、残業代も貰っていませんでした。



A

労働契約法によれば、正社員(期限の定めのない労働契約)の場合、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」の解雇を無効としています。解雇は会社の一方的判断で従業員を会社から追い出すことですから、従業員にとって厳しい措置として制限されているのです。しかし、会社によっては、無効となる疑いが濃い理由で解雇することもあるのが実情です。解雇を争う場合にまず重要なのは、解雇を受け入れたという態度をとらないことです。合意退職や、事後的に解雇を認めたと捉えられると、会社と争う場合に不利になります。

当面の生活をどうするかも重要です。失業保険の仮給付(解雇を争いながら仮に受給する)や、裁判所を通じて仮に賃金の支払いを求めるなどが考えられます。早急な対応が必要な場合もありますので、解雇を告げられて納得できない場合には、できるだけ早く弁護士にご相談下さい。

また、残業をしていた場合には、残業代の請求も考えられます。会社によっては、就業規則等で「固定給の中に残業代を含む」「1日8時間の労働とみなす」などと定め、残業代を払っていないこともあります。法律や裁判例上、このような制度が認められるケースは制限されています。会社から「残業代は出ない」と聞いていた場合でも諦めないことが重要です。残業代は、時効の問題(原則2年)もありますし、場合によっては、会社にある証拠について裁判所を通じて保全することも考えられます。そのため、早く対処するかによって、残業代の有無や額が大きく変わることがあります。

解雇と残業代を例にお話しましたが、他の労働問題でも早期の対応が重要なのは変わりません。労働問題が生じた場合は、お早めに弁護士にご相談下さい。



## 弁護士

### 「困った」「どうしよう」の 解決のために

ひとつひとつの悩みに向き合い、地域・社会問題に積極的に取り組んできました。  
まずは、ご相談ください。

#### 佐賀中央法律事務所

(佐賀県弁護士会所属)

佐賀市中央本町1-10

ニュー寺元ビル3階

[受付時間] 平日 9:00~18:00

[休業日] 土曜日・日曜日・祝日

夏季・年末年始

[ホームページ] <http://sagachuo.jp/>

☎0952-25-3121



弁護士  
古賀 大輝